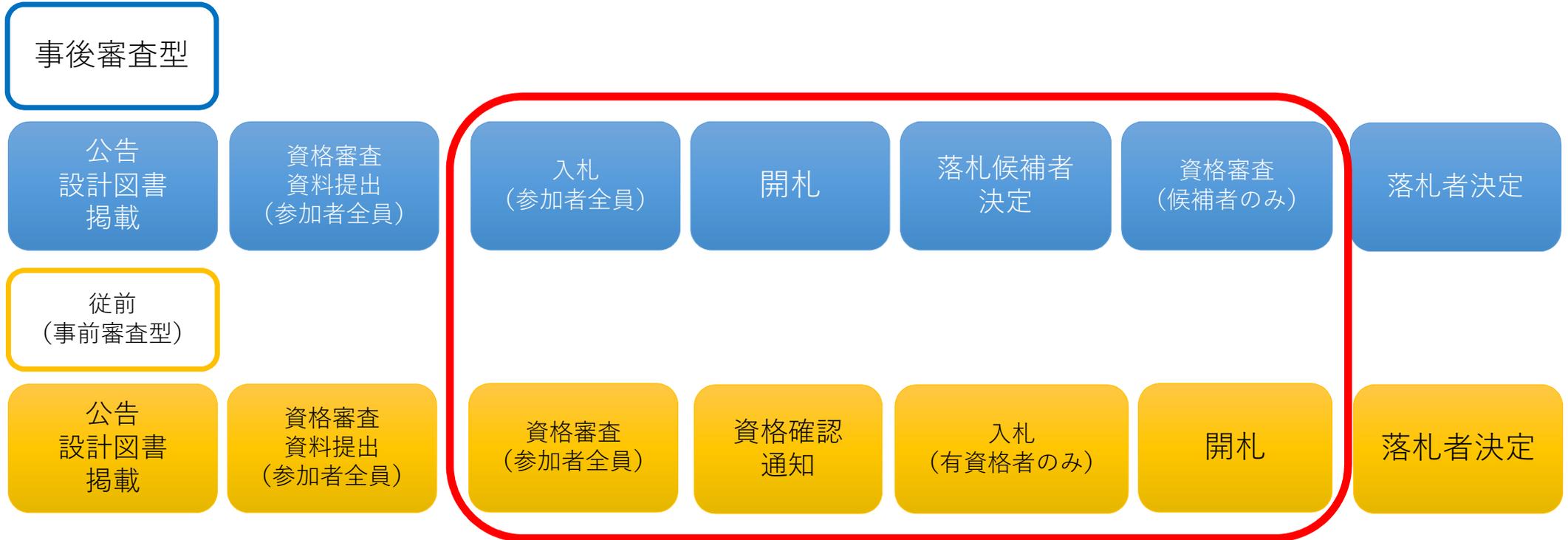


事後審査型と従前(事前審査型)との違い



事後審査型は落札候補者となった事業者のみ資格審査を行います。そのため、資格審査資料を提出した参加者は原則、入札に参加できます。ただし従前(事前審査型)と同様、資格審査資料については入札前の公告等で定めた指定期日までにご提出いただきます。(電子入札案件、紙入札案件共通)

なお、従前に比べて開札日が前倒しとなります。入札期日等については公告等で必ずご確認ください。

事後審査型と従前(事前審査型)との違い

○提出期限後の再提出や追加提出は認められません。

- ・事後審査のため資格確認の審査は開札後に行います。なお入札前の指定期限までに提出された資料を基に審査を行います。
- ・審査前であっても提出期限を過ぎている場合、再提出や追加提出は認められません。
- ・ただし、提出期限内であれば、再提出は可能です。そのため再提出を希望する場合は、契約検査課にご連絡ください。

○(電子入札案件のみ)資料はPDFデータでの提出をお願いします。

- ・従来通り、添付できるデータは1つのみとなりますので、資格審査資料1式を1つのPDFデータにしてご提出をお願いいたします。
- ・他のファイル(エクセルやワード等)やzipファイルで提出しないようお願いします。

事後審査型と従前(事前審査型)との違い

○(紙入札案件のみ)資格確認審査資料提出後について

- ・紙入札案件の場合、資格確認審査資料の提出を確認した後に、受付印を押印した申請書のコピーと入札書をお渡しします。
- ・開札当日は入札書提出前に受付印を押印した申請書のコピーを確認しますので、必ずご持参いただきますようお願いいたします。

○開札後について

- ・開札の結果、落札候補者が決定した際には、入札参加者に事後審査となるため結果を保留とする旨を周知(通知)します。
- ・審査後に資格が「有」となり、落札者が決定しましたら、落札候補者に連絡(通知)します。
- ・他の入札参加者へは別途連絡いたしませんので、市HPに掲載される入札結果を後日確認ください。
- ・落札候補者の資格が「無」となった際には、予定価格の範囲内で次点となる事業者の審査に移行します。